

改正

平成8年12月25日規則第17号

平成9年3月31日規則第5号

平成9年8月5日規則第9号

平成15年3月24日規則第2号

平成21年3月31日規則第3号

平成26年2月19日規則第1号

平成28年5月27日規則第7号

十津川村簡易水道給水条例施行規則

十津川村簡易水道給水条例施行規則（昭和52年規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか十津川村簡易水道給水条例（平成8年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（専用給水栓の区分）

第2条 条例第5条第2項の規定により村長が定める専用給水栓の区分は、次のとおりとする。

- （1）第1種 公共施設用 国及び地方公共団体が設置、管理又は使用するもの
- （2）第2種 家事用 専ら家事に使用するもの及びこれに準ずる用途に使用するもの
- （3）第3種 営業用 旅館業、飲食業等、主として営業用に使用するもの

（所有者であることを認めるに足る書類の提出）

第3条 村長は、条例第7条に規定する所有権につき、必要があると認めるときは、その所有者であると認めるに足る書類の提出を求めることができる。

第4条 給水装置の所有者又は共用給水栓の使用人が条例第8条の規定により、代理人又は代表者を選任したときは、様式1又は様式2により村長に届け出なければならない。

（工事の請求及び費用負担）

第5条 条例第11条第1項に規定する工事の請求をしようとする者は、様式3により申請書を提出しなければならない。

2 前項の工事をしようとする者は、下表に定めるところにより負担金及び加入金を納付しなければならない。ただし、新規事業施工中は負担金を免除するものとする。

口径による区分	負担金	加入金
20mm以下	工事費実費	30,000円
25mm	工事費実費	50,000円
30mm	工事費実費	70,000円
40mm	工事費実費	120,000円
50mm	工事費実費	200,000円

(分岐又は土地通過承諾書の提出)

第6条 他人の給水装置から分岐し、又は他人の所有地を通過して給水装置を設けようとする者は、その所有者の承諾書を提出しなければならない。

(届出をしない場合の措置)

第7条 条例第17条の規定による届出がないときは、村長がこれを認定する。

2 条例第17条第1号にいう「休止」とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 給水区域内に所在する家屋で所有者又は賃借人が居住していない場合
- (2) 給水区域内に所在する家屋で所有者又は賃借人が年に数回の使用の場合
- (3) 火災、風水害等で家屋が滅失した場合
- (4) その他村長が特に認めた場合

(消火栓を使用する場合の立会)

第8条 防火演習のため消火栓を使用するときは、水道吏員が立会する。

第9条 給水の開始、休止又は廃止をしようとするときは、様式5により届け出なければならない。

(使用の休止又は廃止の届出のない場合の料金等)

第10条 給水装置の使用を廃止し又は休止する旨の届出がないときは、給水を使用しない場合においても条例第21条に規定する料金を徴収する。

(料金の徴収方法)

第11条 料金、手数料等は、集金の方法によって徴収する。ただし、村長が必要と認めるときは、納付告示書その他の方法により納付させることができる。

(検針日)

第12条 条例第24条に規定する定例日は別表のとおりとする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第13条 条例第31条第2項の規定による簡易水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関

する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 水道法施行規則（昭和32年省令第45号）第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年12月25日規則第17号）

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第5号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年8月5日規則第9号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の十津川村簡易水道給水条例施行規則の規定は、平成9年7月分の水道料金から適用する。

附 則（平成15年3月24日規則第2号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月19日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月27日規則第7号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

別表（第12条関係）

定例日	地区名
23日	小原、平谷鈴入・垣平・垣内の一部、猿飼、折立今戸、折立本在、上野地の一部
24日	武蔵、湯之原、小井、平谷垣内の一部・蕨尾、山手、折立山崎、込之上、上野地の

	一部、池穴・山崎・野尻
--	-------------

様式（省略）